

# 2026年3月期決算における 記述情報の好開示のポイント(下)

金融庁企画市場局  
企業開示課企業財務調査官

高橋 敦子

金融庁企画市場局  
企業開示課企業会計専門官

白月 秀和

金融庁企画市場局  
企業開示課係長

瀬尾 優典

## 【この記事のエッセンス】

●金融庁は、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促すため、「記述情報の開示に関する原則」を公表するとともに、開示の好事例を浸透させるため、毎年、「記述情報の開示の好事例集」の公表・更新を行っている。

●好事例集では、人的資本開示を含む「サステナビリティに関する考案方及び取組みに関する開示例」や「コーポレート・ガバナンスの状況等ほかの開示例」を取り上げているので、今後の開示の充実に向けて活用いただきたい。

企業情報の開示は、投資家の投資判断に必要な情報を提供することを通じて、資本市場における効率的な

資源配分を実現するための基本的なインフラであり、投資判断に必要とされる情報を十分かつ正確に、また適時にわかりやすく提供することが求められる。

金融庁では、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促すため、「記述情報の開示に関する原則」<sup>(1)</sup>を公表するとともに、開示の好事例を浸透させるため、「記述情報の開示の好事例集」<sup>(2)</sup>(以下、「好事例集」という)の公表・更新を行っている。

本稿では、2回にわたり、各開示項目の参考となる開示例を含め、好事例集の内容を紹介しつつ、2026年3月期以降における記述情報の好開示のポイント、開示の留意点等について紹介する。

なお、本稿中の図表は好事例集から部分的に抜粋したものであるため、

好事例集と合わせて参照いただきたい。また、本稿中の意見にわたる部分については、筆者らの個人的見解であることをあらかじめ申し添える。

(1) <https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190319/01.pdf>  
(2) <https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>

## 有報のコーポレート・ガバナンスの状況等ほかの開示例

(上) (2026年6月1日号(No.1777号)ではサステナビリティ情報に関する開示について紹介した。

(下)では、「コーポレート・ガバナンスの状況等ほかの開示例」から、「事業等のリスク」、「MD&A」、「重要な契約等」、「コーポレート・ガバナンスの概要」、「監査の状況」および「株式の保有状況」に関する事例等に

ついて紹介する。

## 事業等のリスク

事業等のリスクの開示においては、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等に重要な影響を与える可能性があると経営者が認識している主要なリスクについて、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載することが求められている。また、開示にあたっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、わかりやすく記載することが求められる<sup>(3)</sup>。

事業等のリスクについて、投資家等からは、「環境変化等によりリスク

は変化するため、リスクの発生時期や頻度などを含め定期的に見直しを行うことが重要であり、見直しの結果、変更した点が分かるような記載や変更となった理由が示されることは有用」、「一般的なリスクの羅列ではなく、投資判断に重要な影響を及ぼす可能性の観点から、自社固有の切り口で開示することや、経営戦略との関係や顕在化速度、残存リスク、将来の見通しの開示など、解像度を高める工夫を行うことが望ましい」等の見解が示されている。

次に、事業等のリスクの参考になる開示例として、D I C(株)の事例では、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示において記載している積極的な開発投資や事業買収に関連するリスクについて開示されている。さらに、経理の状況における重要な会計上の見積りにおいても、当該リスクに関連した子会社の固定資産減損など投資に関連する見積り項目が記載され、有報内の他の開示と連動した開示となっているなど、参考になる事例と考えられる。

(3) 金融庁「記述情報の開示に関する原則」(2019年3月19日)112参照。

## MD&A

MD & Aでは、経営成績等の状況の概要と経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容、重要な会計上の見積りの記載が求められている。このうち、経営成績等の状況の概要では、財政状態や経営成績、キャッシュ・フローについて、前年同期との期間比較分析の内容について記載することとされている。

このうち、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容では、財務情報の期間比較分析の内容にとどまらず、経営方針・経営戦略等に従って事業を営んだ結果である当期の経営成績等の状況について、経営者の視点による振り返りを行い、経営成績等の増減要因等について具体的に記載することが求められる<sup>(4)</sup>。また、キャッシュ・フローの状況の分析では、資金調達の方法や主要な使途を含む資金需要の動向を記載することが求められているが、資金をどのように成長投資、手許資金、株主還元へ振り分けるかといった内容や企業の資本コストに関する経営者の考え方を記載することが重要と考えられる<sup>(5)</sup>。

重要な会計上の見積りでは、会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、当該見積りおよび当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響等を記載することが求められる。すなわち、市況の変化等によって、将来、重要な損失が生じる可能性がどの程度存在するか、潜在的な損失を明らかにすることが期待される。

MD & Aについて、投資家等からは、「有報の事業の状況の各項目間の関連性を高め、一貫した説明となる構成になることが望ましい」、「経営者の視点からK P Iや財務数値の分析結果、環境変化の認識について具体的に開示し、企業価値との関連について説明することが望ましい」等の見解が示されている。

これは、単に目標や実績を記載するのみではなく、経営者が認識している経営環境や外部環境の変化の傾向等を背景として説明することが有用であるということである。

次に、MD & Aの参考になる開示例として、(株)日立製作所の事例では、中期経営計画における計画目標について、経営戦略に関連して実施した取組みおよびその成果について数値

を交えて具体的に記載され、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等において開示済みの内容と連動した一貫した開示となっているなど、参考になる事例と考えられる。

(4)(4) 前掲注(3)113-1参照。  
(5) 前掲注(3)113-2参照。

## 重要な契約等

「重要な契約等」に関する開示については、2023年12月22日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布、2024年4月1日から施行されており、2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有報等から適用されている。これにより、有報等における「重要な契約等」に関する開示の拡充を図るために、①企業・株主間のガバナンスに関する合意、②企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意および③ローン契約(金銭消費貸借契約)と社債に付される財務上の特約の3つの類型について、開示すべき具体的な対象やその開示内容が明確化された。

重要な契約等について、投資家等からは、「取締役会や経営陣が主導し

(図表1) 日本製鉄株の事例①

## 5【重要な契約等】※一部抜粋

| 契約会社名                                        | 相手方当事者                                                                                | 国名         | 内容                                                                                                                   | 契約年月日           | 契約期限           |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------|
| (中略)                                         |                                                                                       |            |                                                                                                                      |                 |                |
| 当社                                           | 株国際協力銀行<br>株三菱UFJ銀行<br>株三井住友銀行<br>Mizuho Bank<br>Europe N.V.<br>株みずほ銀行<br>三井住友信託銀行(株) | 日本<br>オランダ | ArcelorMittal Nippon<br>Steel India Limited 鉄源<br>一貫能力増強投資に向け<br>たAMNS Luxembourg<br>Holding S.A.による資金<br>借入に対する債務保証 | 2023年<br>3月30日  | 主債務が消<br>滅するまで |
| 当社<br>NIPPON<br>STEEL NORTH<br>AMERICA, INC. | United States Steel<br>Corporation                                                    | 米国         | 合併契約<br>*2                                                                                                           | 2023年<br>12月18日 | 定めなし           |
| 当社                                           | 日鉄ステンレス(株)                                                                            | 日本         | 合併契約<br>*3                                                                                                           | 2024年<br>10月11日 | 定めなし           |

(注) 上記「契約会社名」及び「相手方当事者」の欄には、開示上重要でない者については記載していない。

\*1 (中略)

\*2 詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 36 後発事象」を参照。

\*3 当社と日鉄ステンレス株の合併について

当社は、2025年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である日鉄ステンレス(株)(以下「日鉄ステンレス」)を吸収合併すること(以下「本合併」)に関し、2024年10月11日開催の取締役会決議により決定し、合併契約を締結した。本合併の概要は、以下のとおりである。

## 1. 本合併の目的

日鉄ステンレスは、当社の完全子会社としてステンレス鋼の製造・販売を行っているが、ステンレス鋼板事業に特化した事業規模を活かし、スピーディかつ効率的な組織・運営体制のもとで、営業・品質・コスト・商品開発等を強化するとともに、スリムで強靱な生産設備体制の構築を図るなど、ステンレス鋼板固有の事業環境に根ざした課題への対処を実行し、安定した収益基盤を確立してきた。

一方で、今後の人口減少や自動車電動化等による国内需要の減少、アジア市場における過剰供給能力問題の長期化等、ステンレス鋼板事業を取り巻く環境も変化しているなか、従来にも増して高度化・多様化する経営課題に的確に対応していくために、今般、当社は日鉄ステンレスを吸収合併することとした。これにより、両社が有するリソースを最大限に活用し、ステンレス鋼板事業の強化とシナジー最大化を進め、一層の利益成長に取り組んでいく。

(出所) 「記述情報の開示の好事例集2025」

て、投資家の信頼獲得や理解向上に資する開示を積極的に進めるという視点を持ち、過去の開示の有無にとられずに、重要性のある契約を開示していくという姿勢が重要、「守秘性の高い情報等の詳細な開示まで求めるものではないが、投資者の投

資判断や、投資家との建設的な対話に資する具体的な開示が求められる」等の見解が示されている。開示府令で明確化された3つの類型だけを開示すれば足りるというものではなく、今までの開示の見直しも含め、投資家の意思決定に重要な契約を積

極的に開示していくことが期待されるということである。

次に、重要な契約等の参考になる開示例として、日本製鉄(株)の事例を紹介する。本事例では、開示を要すると判断した多数の契約について表形式を用いて簡潔に記載し、詳細な説明を要する契約については脚注に内容を記載するなど、各契約の複雑性や重要性に応じた工夫を行っている。さらにこの事例では、期末日後に締結した関連する米国政府との契約について、経理の状況の後発事象注記において開示を行っており、そこでは黄金株などのガバナンス上の合意について開示されている。なお、当該契約の概要は翌期の半期報告書における重要な契約等にて開示されている(図表1、図表2参照)。

投資家等からは前述の見解以外に「重要な契約等と、事業等のリスクや経理の状況などの有報の他の記載項目との連動性、関連性を意識した開示をすることが有用」との見解も示されている。日本製鉄(株)の事例では、経理の状況の後発事象においても関連する開示を行っており、有報内での記載が連動している例になるため、当事例も参考に開示の充実を図っていただきたい。

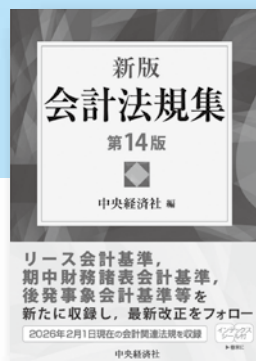
# 新版 会計法規集〈第14版〉

中央経済社【編】

2026年2月1日現在の会計基準や法令等にアップデート。第14版では、「リース会計基準」、「期中会計基準」、「後発事象会計基準」等を新たに収録。

定価(紙版):2,970円(税込)  
A5判・1122頁

中央経済社



(図表2) 日本製鉄株の事例②

第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記

36 後発事象

(1)重要な設備投資

(2)取得による企業結合／当社米国子会社とUSスチールの合併及び特定子会社の異動

(3)米国政府との国家安全保障協定の締結

当社及び当社米国子会社であるNippon Steel North America, Inc.とUnited States Steel Corporation (以下「USスチール」という。)(以下、総称して「両社」という。))は、2025年6月13日、米国政府との間で国家安全保障協定(以下「NSA」という。))を締結した。また、USスチールは米国政府へ黄金株1株を発行する。

NSAにおいて、米国政府と両社は、米国の国家安全保障を守るため、両社による以下のコミットメントを含む措置等に合意している。

- ・設備投資－日本製鉄は、2028年までにUSスチールに対し約110億米ドルを投資する。これには2028年以降に完了予定のグリーンフィールドのプロジェクトへの初期投資も含まれる。
- ・本店所在地－USスチールは、米国法人として存続し、本社をペンシルベニア州ピッツバーグに維持する。
- ・取締役会－USスチールの取締役の過半数は米国籍とする。
- ・経営陣－USスチールの経営陣の中核メンバー（CEOを含む）は米国籍とする。
- ・米国における生産－USスチールは、米国市場の鉄鋼需要に応えられるよう、米国内の製造拠点における鉄鋼生産・供給能力を維持する。
- ・自律的な通商措置－日本製鉄は、USスチールによる米国法に基づいた通商措置への妨害、禁止、干渉を行わない。

また、NSA及び黄金株の保有を通じて、米国政府は以下を含む一定の権利を有する。

- ・USスチールの独立取締役1名の選任権
- ・USスチールは以下の事項の実行に際して、大統領又はその指名する者の同意を必要とする
  - NSAにおいてコミットされた設備投資の削減
  - USスチールの会社名・本店所在地の変更
  - USスチールの法人登記の米国外移転
  - 生産・雇用の米国外移転
  - 米国内の競争事業の重要な買収
  - 米国既存製造拠点の閉鎖・休止、通商、労働、米国外からの調達に関する一定事項 等

この仕組みにより、米国の国家安全保障を守りながら、日本製鉄のUSスチールにおける経営の自由度及び採算性を確保することが可能となる。

(以下略)

この他、好事例集には、取締役候補者の推薦権を有する旨の合意等を具体的に記載している事例や、財務制限条項の内容を開示するとともに、事業等のリスクや経理の状況においても連動した開示がされている事例、フランチャイズ契約について

具体的に開示している事例等を掲載している。

## コーポレート・ガバナンスの概要

コーポレート・ガバナンスの概要

(出所) 「記述情報の開示の好事例集2025」

では、提出会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を記載したうえで、提出会社の企業統治の体制の概要および当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載することや、取締役会、指名委員会等設置会社における指名委員会および報酬委員会ならびに企業統治に關して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの(以下、「取締役会等」という)の活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役または委員の出席状況等)を記載すること等が求められている。

コーポレート・ガバナンスの概要に關して投資家等からは、「取締役会の実効性評価は課題抽出で終わらせず、前年度に識別した課題に対する当年度の取組みを示すことが重要」等の見解が示されている。前年度に識別した課題に対する当年度の取組結果を開示することにより、ガバナンスの改善や向上に向けた取組み状況を示してほしいということである。

次に、「コーポレート・ガバナンスの概要」の参考となる開示として、日清オイリオグループ(株)の事例では、当年度の実効性評価の内容およびその評価結果、当該評価結果を受けたさらなる実効性向上のための取

組みの内容について記載している。

この他、好事例集には、取締役の選任方針について会社が考える取締役会の知識・経験・能力等の考え方について記載している事例、取締役会をサポートするための支援機関について記載を行っている事例等も掲載している。

## 監査の状況

監査の状況では、提出会社の監査役および監査役会(監査等委員会設置会社における監査等委員会および指名委員会等設置会社における監査委員会を含む。以下、「監査役等」という)の活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況および常勤の監査役の活動等)や、内部監査の状況等として、内部監査の実効性を確保するための取組み(内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会ならびに監査役および監査役会に対しても直接報告を行うしくみの有無を含む)について、具体的に、かつ、わかりやすく記載することが求められている。

監査の状況に關して、投資家等からは、「内部監査の活動・成果をグローバル内部監査基準などの客観的

(図表3) カゴメ株の事例

## (3)【監査の状況】※一部抜粋

## 2. 内部監査の状況

## ① 内部監査の概要

内部監査室は、内部監査人協会(IIA)が2024年1月に公表したグローバル内部監査基準に沿って、従来の内部監査の仕組みを再編しながら展開しています。2024年～2025年の活動を新しい基準のドメインⅠ～Ⅴに照らし合わせると以下ようになります。

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ドメインⅠ<br>内部監査の<br>目的         | ・「グループ内各組織の日々の業務(ガバナンス・リスクマネジメント・コントロール)について、アシュアランスとアドバイザーを提供し、経営目標の達成に貢献すること」を目的として設定。守り(コンプライアンス等)から攻め(組織目標達成)まで幅広い領域に関与しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ドメインⅡ<br>倫理と専門職<br>としての気質    | ・「内部監査室」のメンバーは、当社の第1線(研究、生産調達、営業)および第2線(リスクマネジメント、品質保証、IT等)の業務経験を積んだ6名で組織されています。<br>・内部監査室内で約60の力量評価・教育体系を整備。グローバル内部監査基準の他、内部統制評価、内部監査の実務について基礎教育の仕組みを整備しています。<br>・公認内部監査人(CIA)、公認不正検査士(CFE)など、各内部監査人が自主的に資格の取得にチャレンジし、現在は複数の資格取得者が在籍。有資格者は学んだことを実践し、社内外でさらなる自己研鑽を行っています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ドメインⅢ<br>内部監査機能に<br>対するガバナンス | ・内部監査室は社長と監査等委員会の2つのレポートラインによって、独立性を担保しています。<br>・内部監査室が監査等委員会事務局を兼務し、監査等委員会の運営支援を行っています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ドメインⅣ<br>内部監査部門の<br>管理       | ・リスクマネジメント統括委員会が作成したリスクカテゴリー(44区分)で全体俯瞰をし、内部監査室を含むアシュアランス提供者がカバーする領域を明示した「アシュアランスマップ」を2023年に作成。このマップを毎年更新し、取締役会で承認を受けて監査計画に反映しています。<br>・内部監査の成熟度を高め、経営に資する監査を遂行できる「信頼されるアドバイザー」となるよう監査活動を設計。組織単位の監査では「経営戦略」「ガバナンス」「人事」などの攻めの領域も対象とし、監査先ごとに「リスクシナリオ」を複数作成して重大リスクを深掘りしています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ドメインⅤ<br>内部監査業務の<br>実施       | <p><b>アシュアランス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引法に則った内部統制評価を毎年実施し、内部統制報告書を作成しています。</li> <li>国内外の連結子会社や各組織を対象とした44のリスクカテゴリーについて確認する監査を展開。海外拠点、支店、工場など10～15組織/年に対して実施し、3～5年で全組織を一巡しています。</li> <li>当社グループの重点リスクを対象とした組織横断型の監査を実施しています。「ガバナンス」「ダイバーシティ」「情報管理」など毎年2～3テーマの監査を実施しています。</li> <li>毎年全従業員を対象とした「内部統制セルフチェック」を実施し、カゴメ従業員の意識や行動の変化をモニタリングしています。このチェック結果は同年度の監査計画にも活用しています。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">Kagome Foods India Pvt. Ltd.に対する<br/>内部監査の様子</p> <p style="text-align: center;">善光寺園に対する内部監査の様子</p> <p><b>アドバイザー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各組織の相談や要請を年30～40件受領し、それぞれについて分析、助言、教育のサービスを提供しています。</li> <li>全従業員への社内啓発や優良事例の水平展開のため、内部統制SNSを年4回前後発信しています。</li> <li>前年と当年に検出された全社横断課題について、リスクマネジメント統括委員会や主管部門と連携し改善をサポートする活動を行っています。</li> </ul> |

(出所)「記述情報の開示の好事例集2025」

な基準に照らして体系的に開示するなど、守り一辺倒から脱却し積極的な説明を行うことは非常に有用」。「監査テーマや具体的な活動内容のほか、関係部門間の連携、会計監査人との対話の内容などの記載は有用」等の見解が示されている。内部監査は価値創造のプロセスの一環であり、どう価値創造に結びつけるのかという視点で投資家も注目していること、監査役会の活動は企業により異なることから、具体的な連携の開示などは、投資家がその実態の理解を行うために有効であるということである。

次に、監査の状況の参考となる開示例として、カゴメ株の事例を紹介する。本事例では、企業の内部監査業務について、グローバル内部監査基準を参考にして検討した結果を記載するなど、積極的な開示がなされ参考となる事例と考えられる(図表3参照)。

投資家等からは前述の見解以外に「重点監査項目を列挙するだけでなく、重点監査項目に対する監査結果や監査役会等の認識を記載することはより有用」、「監査役等に企業価値を付加するような体制及びスキル、リソースが割かれているかが理解で

きる情報の開示を行うことは望ましい」、「定型文言から脱し、担当している監査役、監査委員、内部監査の人たちといった『当事者の言葉』でその視点を示すことは有用」との見解も示されている。

この他、好事例集には、監査役会の実効性評価について、当年度の実効性の判断結果についても記載し、あわせて次年度における改善項目を明示している事例、内部監査部門を活用しながら監査を行うハイブリッド監査であることを説明し、関連部署間の連携について記載している事例、重点監査項目について、監査等委員会の認識を開示している事例等を掲載している。

## 株式の保有状況

株式の保有状況では、政策保有株式全体に関する記載として、投資有価証券に該当する株式のうち保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方を記載すると、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、提出会社の保有目的および保有の合理性を検証する方法や、個別銘柄の保有の

適否に関する取締役会等における検証の内容を記載すること等が求められている。

また、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の個別銘柄ごとの記載として、保有目的や定量的な保有効果、保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要について記載することが求められている。

加えて、2025年1月31日に公布・施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」では、当期を含む最近5事業年度以内に政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式について、銘柄、株式数等に加え、保有目的の変更の理由および変更後の保有または売却に関する方針等について記載することが求められている。

株式の保有状況に関して、投資家等からは、「政策保有株式は、基本的には保有する必要があるものと考えられるため、政策保有株式が縮減傾向にあるのか、減らしていく方針を持つているのかに着目している」、「政策保有株式については、保有目

的を会社の戦略、事業内容及びセグメントなどと関連付け、投資家が理解できる程度に具体的に開示することが望まれる。具体的に記載すること、株式保有方針についての投資家との対話の材料となる」、「政策保有株式の売却により得た資金の使途を具体的に示すことが有用で、自社株買いだけではなく、例えば、人的投資やDX投資等の成長投資への配分方針について開示することが有用」等の見解が示されている。

次に、株式の保有状況の参考となる開示例として、不二製油(株)の事例では、事業効率化を目的とした契約に基づき相互保有を行っていることを記載しているが、当該契約の概要については、重要な契約等においても開示されている。なお、相互保有先である(株)J-オイルミルズにおいても同様の開示が行われている。

この他、好事例集には、政策保有株式の縮減の実績を定量的に記載している事例や、売却検討対象となる数値基準を具体的に記載している事例等を掲載している。

株式の保有状況の開示に関しては、有報レビューの結果公表資料中に「売らせない圧力」や「政策保有株式の純投資目的への保有目的変更」

のコラムがあるため、こちらもぜひ一読いただきたい<sup>(6)</sup>。

<sup>(6)</sup> 金融庁「令和7年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」(2026年3月27日公表)参照。

## おわりに

多くの上場企業が決算を行う2026年3月期の決算の時期を迎えた。

わが国の資本市場のさらなる発展のためには、企業情報の開示の充実が図られ、企業と投資家による建設的な対話等を通じた、中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築が望まれる。

そのため、企業の方々には、より一層の充実した開示に努めていただくことを大いに期待している<sup>(7)</sup>。そして、これらの取組みの一助として、「好事例集」を活用いただけると幸いである。

<sup>(7)</sup> 金融庁のウェブサイトでは、好事例集等の記述情報の充実に関連する詳細情報を「企業情報の開示に関する情報(記述情報の充実)」という項目でまとめて掲載しているので参照されたい。